

野外焼却（野焼き）は禁止されています



01

概要

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、
平成13年(2001年)4月から **廃棄物の焼却は原則禁止** されています。

02

違反した場合の罰則

- ・「5年以下の懲役」若しくは「1千万円以下の罰金」又は「これの併科」
- ・ 法人に対しては「3億円以下の罰金」

03

焼却禁止の例外

焼却行為の原則禁止の例外として、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」と規定されています。

→ 詳細については裏面 **06** をご確認ください

04

注意点

- ・ 焼却する場合は、構造基準を満たした焼却施設で、処理基準に従って行う必要があります。
家庭用の焼却炉のほとんどは、構造基準を満たしていないため、注意が必要です。
- ・ 消防署に提出する「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」は、消防署が実施状況を把握し、火災と誤認しないための届出であり、焼却行為を許可するものではありません。

05

問い合わせ先

野外焼却（野焼き）に関すること

- | | | |
|----------------|--------------|-------------------|
| ・ 木更津市環境部環境政策課 | 0438-36-1443 | 8:30～17:15（土日祝除く） |
| ・ 木更津警察署 | 0438-22-0110 | 24時間対応 |

ごみの分別方法に関すること

- | | | |
|------------------|--------------|-------------------|
| ・ 木更津市環境部資源循環推進課 | 0438-36-1133 | 8:30～17:15（土日祝除く） |
|------------------|--------------|-------------------|

焼却禁止の例外の具体例

- ▶ 例外に該当する場合であっても、周辺の住宅環境に影響を及ぼしている場合は、行政指導の対象となります。
- ▶ 家庭から発生した廃棄物や廃プラスチック等の焼却は認められていません。

災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

- ▶ 凍霜被害防止のために行う稲わら等の焼却
 - ▶ 災害時や災害復旧時に行う木くず等の焼却
- 等

風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

- ▶ どんど焼き
 - ▶ お焚き上げ
- 等

農業、林業、漁業を営むためにやむを得ず行われる廃棄物の焼却

- ▶ 農業者が害虫駆除や農地管理のために行う稲わら・農作物の残渣等の焼却
 - ▶ 林業者が行う伐採した枝等の焼却
 - ▶ 漁業者が行う魚網に付着した流木や海産物等の焼却
- 等

※ 造園業や植木屋、家庭菜園は、農業や林業に含まれません。

日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

- ▶ キャンプファイヤーやたき火、風呂焚きのために行う木くず等の焼却
 - ▶ バーベキュー
- 等